

獣医師職 平成27年6月28日実施  
専門考査の問題

問題1 次の(1)～(3)のうち2つを選択し、その答えをそれぞれ解答欄①と②に記入しなさい。  
( (1)～(3)のうち、選択した番号を解答欄の□の中に記入すること。)

- (1) 牛の炭疽について「病原体の学名」「症状」「病原・血清診断の方法3種類とその概要」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (2) 人のウェルシュ菌食中毒について、「原因病原体の性状及び生残性(抵抗性)」、「主な症状」、「原因食品」、「予防対策」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (3) 動物由来感染症である日本紅斑熱について、「原因病原体」、「疫学」、「臨床症状」、「診断」「類症鑑別が必要な疾病」「治療法と予防法」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

問題2 次の文章の(ア)～(オ)にあてはまる適当な語句を下欄a～nの中から選び、解答欄に該当する記号を記入しなさい。

厚生労働省によると平成26年に国内で発生した食中毒で死亡事例が2件報告されているが、その原因食品はイヌサフランと(ア)であり、2件とも(イ)で発生している。(ア)の原因物質は(ウ)であり、今のところ有効な(エ)や(オ)はない。

【下欄】

- |   |          |   |          |   |      |   |        |   |     |
|---|----------|---|----------|---|------|---|--------|---|-----|
| a | 二枚貝      | b | ふぐ       | c | 牛レバー | d | ノロウイルス |   |     |
| e | 腸管出血性大腸菌 | f | テトロドトキシン | g | 旅館   | h | 家庭     |   |     |
| i | 飲食店      | j | 解毒剤      | k | 予防法  | l | 治療法    | m | 調理法 |
| n | 鑑別法      |   |          |   |      |   |        |   |     |

問題3 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第四条で届出義務のある伝染性疾病のうち、鶏がり患するものを3種類、馬がり患するものを2種類について、それぞれ家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年省令第35号)第二条に記載されている疾病の種類で記入しなさい。

問題4 家畜の飼料について、次の記述の(ア)～(オ)にあてはまる適当な語句を下欄a～nの中から選び、解答欄に該当する記号を記入しなさい。

- ・家畜の飼料は栄養価により、(ア)、(イ)および特殊飼料に分けられる。(ア)は、容積が小さく、粗繊維が少なく、可消化養分が多い。(イ)は容積が大きく、粗繊維が多く、可消化養分が少ない。
- ・飼料添加物とは、飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項において、飼料の(ウ)の防止、飼料の栄養成分その他の(エ)の補給、飼料が含有している栄養成分の(オ)の促進のために、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物と定められている。

【下欄】

- |   |       |   |      |   |      |   |       |
|---|-------|---|------|---|------|---|-------|
| a | ビタミン剤 | b | 粗飼料  | c | 配合飼料 | d | 飼料原料  |
| e | 濃厚飼料  | f | 自給飼料 | g | 生菌剤  | h | 有効な利用 |
| i | 添加の効果 | j | 有効成分 | k | 酸化   | l | 腐敗    |

問題5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条第1項から第3項に規定されている検査の対象となる食鳥の種類を2つ記入しなさい。また検査において診断を要する家畜伝染病を3つ記入しなさい。

問題6 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関する（ア）～（オ）の記述のうち、正しいものに○を、誤っているものに×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）この法律は、犬、猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、鶏及びあひる）の狂犬病に限りこれを適用する。
- （イ）都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものうちから狂犬病予防員を任命しなければならない。
- （ウ）犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、その犬の所在地を管轄する都道府県知事に犬の登録を申請しなければならない。
- （エ）狂犬病予防員は、登録を受けず、若しくは鑑札を付けず、又は毎年1回の狂犬病の予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。
- （オ）都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通を遮断し、又は制限することができる。但し、その期間は72時間をこえることができない。